

令和6年度 日立市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	85,000 件
(2) 年 間 総 給 水 量	18,889,000 立方メートル
(3) 一 日 平 均 給 水 量	51,751 立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 水源及び配水施設整備事業	事業費 1,711,579 千円
イ 配水管整備事業	事業費 1,399,585 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	3,632,361 千円
第1項 営業収益	3,339,727 千円
第2項 営業外収益	292,452 千円
第3項 特別利益	182 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	3,241,272 千円
第1項 営業費用	3,035,066 千円
第2項 営業外費用	155,340 千円
第3項 特別損失	866 千円
第4項 予備費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,492,492千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 184,760千円、過年度分損益勘定留保資金 669,652千円及び当年度分損益勘定留保資金 638,080千円で補填するものとする。)

収 入

第 1 款	水道事業資本的収入	2,751,674 千円
第 1 項	企 業 債	2,679,500 千円
第 2 項	負 担 金	52,493 千円
第 3 項	一般会計補助金	19,681 千円

支 出

第 1 款	水道事業資本的支出	4,244,166 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	3,196,815 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,017,351 千円
第 3 項	予 備 費	30,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設台帳整備業務委託	令和11年度まで	5,300 千円
待機業務委託	令和7年度まで	21,600 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業費	1,203,300 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	据置期間満了後40年以内に償還する。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
浄水施設整備事業費	1,476,200 千円			
計	2,679,500 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 705,608 千円

(2) 交際費 370 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,569千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、56,768千円と定める。

令和6年3月6日提出

日立市長 小川春樹